

令和 2年 4月 20日

登録・指定機関 各位

山口労働局労働基準部健康安全課

平素は、労働安全衛生行政の運営にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、4月16日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）の発令地域が全国に拡大されました。

こうした事情を踏まえ、貴機関におかれても、感染症のまん延の防止等を一層図りつつ、講習等が適切に実施されるよう、下記の事項について要請します。

記

1 感染防止対策の一層の実施

緊急事態宣言を踏まえ、感染症のまん延の防止等を一層図るため、随時に最新の情報（※）の入手を行い、受講者が感染症に感染することを防止するための措置を講じること。併せて、役職員や講師等が感染症に感染することを防止するための措置を講じること。

緊急事態宣言の対象地域の知事が特措法第45条第1項及び第2項に基づく要請を行ったときは、受講の必要性を慎重に検討するよう受講者に対して呼びかけを行い、又は要請対象の場所における講習等を中止する等、その要請内容を踏まえて適切な措置を講じること。

※新型コロナウイルス感染症に関する最新の情報はこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

2 講習等事務の円滑な実施の確保等

役職員や講師等が感染症に感染した場合における講習等事務の確実な実施の確保について、対応要領を整理する等、必要な措置を講じること。併せて、講師等が感染症に感染したことにより講習等を中止する場合において受講者への連絡が円滑に行われるよう、対応要領を整理する等、必要な措置を講ずること。

また、実施会場について感染症のまん延時における使用の可否をあらかじめ確認し



ておくほか、外出自粛等要請がなされた場合においては講習等を中止又は延期することがある旨をあらかじめ受講者に周知するとともに、中止等しようとする講習等の受講者への円滑な連絡の確保や別の日に行う講習等の受講機会の確保など、講習等の円滑な実施のため必要な措置が講じられるようにすること。

3 その他

事業計画等の変更手続きについて、例えば、講習等の中止・延期に伴い、労働安全衛生法第 77 条第 6 項の計画のとおり講習等を実施することが困難となった場合においては、同項の「正当な理由がある場合」に該当するものであること。